証券コード：9279
2020年１月15日

株　主　各　位

東京都町田市原町田６丁目27番19号
株　式　会　社　ギ　フ　ト
代表取締役社長　田　川　　翔

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年１月29日（水曜日）午後６時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年１月30日（木曜日）
午前10時（受付開始　午前９時30分）

２．場　　所　東京都町田市原町田４丁目１番14号
町田市文化交流センター５階「けやき」
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

３．目的事項

報告事項
１．第10期（2018年11月１日から2019年10月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第10期（2018年11月１日から2019年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.gift-group.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

第10期　事業報告

（2018年11月１日から
2019年10月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内景気が堅調に推移する一方、輸出については、米国向け、ＥＵ向けが堅調なものの、中国の景気減速が進展する中で中国向け輸出が低迷する等、全体として低調となりました。国内景気は、労働需給がバブル期並みに逼迫する中、2019年４月における賃上げ率が昨年同様の高水準となったことから、総雇用者所得は増加基調を維持しており、こうした労働需給状況を背景とし、所得の企業から家計への移転、さらには所得から支出への前向きな循環メカニズムが緩やかに働く等、堅調に推移してまいりました。

一方で海外では米国と中国の貿易摩擦が激化し、依然として着地点が見いだしきれていないことから、米中両国の関税政策は緊迫した状況が続いており、世界経済への影響が懸念されております。米国は依然個人消費が力強いペースで拡大するとともに企業部門も底堅く推移してまいりましたが、欧州においては、足元の景気が減速しつつあり、米国の保護主義姿勢の強まり、英国のＥＵ離脱交渉の問題等もあり、景気の先行きに不透明感を残す状況にて推移してまいりました。

そうした環境下、当社グループの属する外食産業におきましては、本年、10連休となった大型ゴールデンウィークによる押し上げ効果、国内における堅調な雇用・所得環境の下支え等により外食や旅行等のサービス消費も増加基調で推移してまいりました。その反面、依然として過去最高水準にある有効求人倍率等、労働需給が引き締まった雇用環境は、政府の打ち出す「働き方改革」と相まって最低賃金の上昇等、正社員はもとよりパート、アルバイトといった臨時社員についてさえも適正数を確保することが厳しい状況となっており、正社員の採用コスト、臨時社員の時給等、雇用関係コストは全体として依然高止まりする状況にあります。また、当連結会計年度においても昨年同様に９月、10月に発生した大規模台風により日本各地に風水害をもたらす等、当連結会計年度における飲食業界に一定の影響をもたらすこととなりました。

このような状況下、当社は前連結会計年度において東京証券取引所マザーズ市場に上場を果たし、お客様はもとより、プロデュース店、仕入先等、当社事業に直接関わる皆様に一定のご信頼をいただくとともに、新たなステークホルダーである一般株主様より当社株式に投資いただくこととなりました。当連結会計年度においては、改めて上場企業としての自覚を持ち、社業の発展に真摯に取り組んでまいりました。また、国内の直営店事業部門における新規出店を加速させる

とともに、プロデュース店の確実な店舗数の増加により売上拡大を図ってまいりました。そして、採算面では製麺工場を含めた会社トータルでのコスト削減活動等、当社グループの経営課題に前向きに取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高は、9,052,421千円と前連結会計年度と比べ2,080,594千円（29.8%）の増収、営業利益は、1,006,929千円と前連結会計年度と比べ231,372千円（29.8%）の増益、経常利益は、1,023,265千円と前連結会計年度と比べ245,432千円（31.6%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、524,800千円と前連結会計年度と比べ69,108千円（15.2%）の増益となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の概況については、当社グループの事業が単一セグメントであることから、事業の概況については以下のとおり事業部門別に示します。

① 直営店事業部門

国内直営店事業部門においては、当連結会計年度を通じて積極的な出店を続け、当連結会計年度に直営店24店舗の新規出店、３店舗の退店により21店舗の増店を図りました。加えて、2019年８月１日付で株式会社ラーメン天華の全株式を譲り受けたことに伴い、栃木県、福島県に展開されている９店舗を傘下に収めることとなりました。これにより、国内直営店は、前連結会計年度末の56店舗から86店舗と30店舗の増店を図りました。

国内直営店の地域別の新規出店先は、関東地区10店舗、中部地区６店舗、関西地区（含む中国地区）８店舗と地域的にバランス良く進めることができました。

関東地区では、横浜家系ラーメン業態４店舗に対して新業態である豚山を６店舗出店する等、新たな駅近エリアへの出店可能性を秘めた豚山業態に特化し、駅近エリアへの出店を再度加速する戦略を展開してまいりました。豚山業態は、前連結会計年度に１号店を出店し、お客様より非常に高いご評価をいただき早くも繁盛店となっていることを受け、当連結会計年度においては「豚山平塚店」「豚山大船店」「豚山東長崎店」「豚山上野店」「豚山中野店」「豚山元住吉店」の６店舗の出店となりました。

関西地区（含む中国地区）では、全て横浜家系ラーメン業態での出店となり、大阪府、兵庫県、京都府に続き、中国地方の岡山県に横浜家系ラーメン業態で初めての出店となる「町田商店岡山平井店」をオープンするとともに、「町田商店明石店」「町田商店姫路店」「町田商店泉佐野店」「町田商店北新地店」「町田商店伊丹中野店」「町田商店中百舌鳥店」「町田商店京都醍醐店」と８店舗の新規出店を果たしました。中部地区においては、前連結会計年度末で３店舗でありましたが、当該既存３店舗の堅調な業績推移を背景として「町田商店名古屋茶屋店」「町田商店豊橋店」「町田商店刈谷店」「町田商店元塩町店」「町田商店豊明店」「町田商店春日井店」と一挙に６店舗の出店を数えることとなりました。

また、当社グループでは当連結会計年度における重要施策として、当社グループの事業成長の鍵を握る「商品開発力の底上げ」、プロデュース事業にも関わる「製麺生産キャパシティの

拡大」に取り組んでまいりました。商品開発力の底上げとしては、新たに「ヌードルズファクトリー」という商品開発拠点を設立し、新メニュー、新業態のためのマーケティング活動を兼ねた試作ラーメンの限定販売も実施してまいりました。ここでのマーケティング結果を踏まえた新メニュー、新業態の店舗展開も視野に入れ、引き続きマーケティング、開発活動を積極的に推進してまいります。また、製麺生産キャパシティの拡大につきましては、同業他社より製麺工場の事業譲渡を受け、新たに関東第２工場として横浜製麺工場を設置できたことから、生産能力を1.5倍に増強することができました。さらに、正社員、臨時社員の適正数確保が外食業界における重要経営課題となる中、当社グループでは社員紹介制度の運用強化、アルバイトのスキルに応じた時給アップを図るとともに、勤務場所や勤務時間を限定する新たな社員制度を構築する等、厳しい労働需給の状況においても事業拡大を妨げない社員数確保を図ってまいりました。加えて、株式会社ラーメン天華へ麺、餃子等を供給していた株式会社ケイアイケイフーズについて2019年８月１日付で全株式を譲り受け、ギフトグループ全社への餃子の供給をはじめ製造部門の強化を図りました。

海外直営店事業部門においては、アメリカにてE.A.K. RAMENという屋号の横浜家系ラーメン業態店舗をロサンゼルス、ニューヨークに展開しており、当連結会計年度においても食材の廃棄量削減や食材見直し等の徹底した原価改善、シフトコントロールによる人件費削減等を進めるとともに、ＳＮＳへの情報発信も積極的に行なう等、口コミでの拡散を促し、売上拡大を図ってまいりました。この結果、ロサンゼルス店及びニューヨーク店では本社費用配分前営業利益の月次黒字化が定着し始め、アメリカ法人全体でも月次黒字化に移行しつつある状況となってまいりました。また、数か月にわたり開店準備を進めてきたニューヨーク２号店が７月、開店に至り、アメリカ法人として３店舗を保持する体制となったことから、今後、一層の売上拡大と法人全体での黒字化実現を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度末の当社グループの店舗数は、直営店89店舗（国内86店舗、海外３店舗）、業務委託店６店舗、合計95店舗となりました。また、直営店事業部門の売上高は6,863,440千円となりました。

② プロデュース事業部門

国内プロデュース事業部門においては、既存出店地域においてはこれまで通り直営店との出店調整を図りながら、既存オーナーを中心とした増店支援の営業活動を推進してまいりました。また、プロデュース事業部門の既存店における店舗売上の昨年対比が好調で、既存オーナーの出店意欲が高まっている状況です。さらに、これまで未出店となっている地域のうち、特に当社グループとして直営店を出店させる予定のない地域については、新規オーナーの開拓を精力的に行ってまいりました。一方、海外プロデュース事業部門においては、既存オーナーの出店意思を確認しながら新規出店地域の検討を行ってまいりました。

以上の結果、当社グループがプロデュースする店舗数は、当連結会計年度に16店舗の純増となり、結果、国内360店舗、海外７店舗、合計367店舗となりました。また、プロデュース事業部門の売上高は2,188,981千円となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、規模拡大を目的とした直営店25店舗（国内24店舗、海外１店舗）の新規出店の実施に伴い、設備投資総額849,932千円となりました。

⑶ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として375,000千円の調達を実施しました。なお、当連結会計年度末における短期借入金残高は470,537千円です。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

⑷ 重要な組織再編等の状況

当社は、2019年８月１日付で株式会社ラーメン天華及び株式会社ケイアイケイフーズの全株式を取得し、連結子会社といたしました。

⑸ 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、人口減少社会と言われるわが国において、他産業との採用競争激化による適正人員数の採用難、食の安全性に対する消費者意識の高まり、低価格競争の激化等により、今後も厳しい状況が継続するものと想定されます。こうした状況を踏まえて当社グループでは、持続的な成長の実現と収益基盤強化のため、以下の課題について重点的に取り組んでまいります。

①既存店売上の維持向上

外食産業は、個人消費の動向に影響を受けやすく、また参入が比較的に容易であることから、企業間競争は激化する傾向にあります。その中で当社グループは、地域密着型の展開を進め、地元のお客様に長く愛され、記憶に残る商品を提供し続けていくことが繁盛店維持の鍵であると考えております。主力の横浜家系ラーメンは、品質の高い自家製麺の供給体制を維持しつつ、絶え間ないタレ、スープの味の見直しを徹底することにより、他社と差別化することで収益を確保してまいります。今後も味は勿論のこと、エンターテイメント性に富んだ空間をお客様に提供できるよう社員教育を徹底し、お客様満足度を高めていくことにより、既存店昨年対比売上高の維持向上を行えるようにマネジメントしてまいります。

②新規出店の継続、出店エリアの拡大

当社グループは、主として横浜家系ラーメン業態にて日本各地に出店を続けてまいりました。今後も引き続き、新たな収益機会獲得を一層進めるべく、出店成功確度の高い東日本を中心として、主力業態の横浜家系ラーメン業態ならびに豚山業態を出店してまいります。

また、国内のラーメン市場がここ数年微増にとどまっていることから、事業拡大には海外進出は不可欠と考えております。新たな収益機会の獲得及びラーメン文化の海外への展開のため、事業パートナーの模索及び既設のロサンゼルス店、ニューヨーク１号店、２号店に続き、アメリカでの直営店の新規出店展開を図ってまいります。

③プロデュース店の維持及び拡大

当社グループは、当社グループ直営店と同様の味、サービスをお客様に提供できるビジネスモデルとしてプロデュース事業部門を展開しております。当社グループの直営店事業部門にて展開する横浜家系ラーメン業態をプロデュースして欲しいというオーナー様のニーズを受け、今後も積極的に横浜家系ラーメン業態をプロデュースするとともに、それ以外のラーメン業態のプロデュースニーズにも対応してまいります。プロデュースされた店舗は当社グループから麺、タレ、スープ、食材などの安定供給を受け、店舗展開を図っております。当社グループは、全国に多くの出店余地を残す横浜家系ラーメン業態を中心に今後も積極的にプロデュース事業部門を拡大してまいります。

④内製化比率改善による採算性改善

当社グループのＰＢ商品は、タレ、スープに関しては大手食品メーカーに生産委託するものの、麺については一部、外部委託しておりますが、大半については自社製麺工場（平塚、横浜）にて供給できる体制を有しております。また、餃子についても2019年８月に傘下に収めた株式会社ケイアイケイフーズ那須工場にて生産を行っており、供給量の拡大を図ってまいります。当社グループでは、今後も店舗にて提供する商品のさらなる内製化を図ることにより、一層のコストダウン（採算性改善）を実現できると考えております。中期的には災害リスク等を念頭に置き、麺の生産拠点を分散しつつ、多角的見地から生産体制を検討してまいりたいと考えております。

⑤衛生・品質管理の強化、徹底

外食産業においては、食中毒事故や異物混入事故の発生、偽装表示の問題等により、食品の安全性担保に対する社会的な要請が強くなっております。当社グループの直営店舗では、衛生管理マニュアルに基づく衛生・品質管理を徹底するとともに、定期的に商品開発部門、内部監査部門による店舗及び工場に対するチェックを実施しております。加えて、外部機関による店舗調査、衛生検査等を行っており、今後も法令改正等に対応しながら衛生・品質管理体制のさらなる強化を図ってまいります。

⑥人材の確保、社員教育の徹底

直近の人材採用環境は、バブル期並み水準まで有効求人倍率が高まる等、求職者側に有利な状況にあり、求人側の企業は、適正人員確保に苦戦を強いられております。とりわけ、外食産業においては人材確保に窮しており、当社グループでは事業拡大とともに人員不足が顕著になっております。こうした状況下、当社グループでは、当社ビジネスモデルの優位性、事業成長性、海外展開等のアピールポイントをしっかりと訴求して正社員の適正数確保を図るとともに、パート・アルバイトの戦力化を図るべく経営理念の共有、ＯＪＴ教育を徹底的に実施し、人材の戦力化と離職率ダウンを図ることで事業拡大の体制を維持してまいります。

⑦業態ミックス最適化による出店加速

当社グループは、前連結会計年度において自社開発した新業態「豚山」に続き、当連結会計年度に味噌ラーメン業態の株式会社ラーメン天華をＭ＆Ａにより傘下に収めたことに伴い、既存業態の九州釜焚きとんこつラーメン、四天王、そして主力の横浜家系ラーメンを合わせると数多くの業態を有することとなりました。

今後は、直営店及びプロデュース店の出店調整、出店エリアにおける同業他社との競合戦略、出店地域の顧客特性分析等、あらゆる角度から出店戦略を総合的に立案し、当社グループの有するラーメン業態の中から最適業態を選択することにより出店の成功確率を保ちつつ出店を加速してまいります。また、引き続き絶え間ない業態開発、商品開発を続け、お客様に支持される新たな業態、商品を提供してまいります。

⑹ 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第７期 (2016年10月期)	第８期 (2017年10月期)	第９期 (2018年10月期)	第10期 (当連結会計年度) (2019年10月期)
売上高（千円）	4,535,849	5,612,325	6,971,827	9,052,421
経常利益（千円）	433,813	637,749	777,832	1,023,265
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	104,649	218,947	455,692	524,800
１株当たり当期純利益（円）	26.16	54.73	111.61	107.23
総資産（千円）	2,225,407	2,389,874	4,232,441	5,781,082
純資産（千円）	528,100	779,583	2,684,399	3,141,725

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第３位を四捨五入して表示しております。
２．当社は、2018年８月１日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行っております。第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第７期 (2016年10月期)	第８期 (2017年10月期)	第９期 (2018年10月期)	第10期 (当事業年度) (2019年10月期)
売上高（千円）	2,343,494	4,009,053	6,644,267	8,744,044
経常利益（千円）	91,455	297,110	915,550	1,099,083
当期純利益（千円）	26,491	321,540	590,520	601,161
１株当たり当期純利益（円）	6.62	80.38	144.63	122.84
総資産（千円）	1,341,322	2,345,971	4,376,856	5,680,920
純資産（千円）	445,386	796,978	2,844,387	3,383,487

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しており、小数点第３位を四捨五入して表示しております。
２．当社は、2018年８月１日付で普通株式１株につき20株の株式分割を行っております。第７期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

⑺ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との取引に関する事項

ア．取引の内容

当社は、店舗の賃借料について、当社の親会社等である田川翔から債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

イ．当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引に当たっては、当該取引の必要性、取引条件等に留意し、公正かつ適正に判断しております。

ウ．当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の取締役会は、保証料の支払がなく、第三者との通常の取引に照らし相当であると認められたことから、当社の利益を害さないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
GIFT USA INC.	6,000千ドル	直接100.0	海外店舗運営
GIFT LOS ANGELES LLC	1,500千ドル	間接100.0	海外店舗運営
GIFT NEW YORK LLC	900千ドル	間接100.0	海外店舗運営
GIFT NEW YORK NO.2, LLC	900千ドル	間接100.0	海外店舗運営
GIFT DENVER LLC	1,500千ドル	間接100.0	海外店舗運営
株式会社ラーメン天華	3,000千円	直接100.0	国内店舗運営
株式会社ケイアイケイフーズ	5,000千円	直接81.2 間接18.8	餃子及び麺の製造販売

(注) 当連結会計年度において、株式会社ラーメン天華及び株式会社ケイアイケイフーズの全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

⑻ **主要な事業内容（2019年10月31日現在）**

① 直営店事業部門について

直営店事業部門は国内直営店事業部門と海外直営店事業部門で構成されております。

国内直営店事業部門では、自社開発した麺、タレ、スープ、餃子を自社または委託先にて製造し、主に横浜家系ラーメン店として展開しております。駅近エリアでは原則、店名を「地域名＋商店」として地域密着型の店舗展開をしており、一方、ロードサイドエリアでは「町田商店」ブランドを中心として一定品質のチェーン展開をしております。

横浜家系ラーメンは生ガラ（豚骨、鶏骨等）を入れてスープを焚き続けること、そのスープをお客様に提供し続けること、そして、スープの量と味を保ち続けることの全てを並立する技術を要しますが、当社グループでは品質管理の行き届いたＯＥＭ先に生産を委託することにより、スープづくりのための人的、時間的制約を受けることなくラーメン専門店の安定した味を展開できております。

当社グループでは、ＯＥＭ供給を受ける当該スープをＰＢ商品とし、直営店のみならず、プロデュース店への供給を行っており、ロットでの生産委託によりコスト軽減を図るとともに、実際に各店舗で生ガラ（豚骨、鶏骨等）から焚きだす方法と比して以下のようなメリットを享受しております。

・生ガラスープに比して廃棄ロスが少ない。
・生ガラを焚きだすスープ職人の養成を必要としない（出店のための人的制約を受けない）。
・生ガラの焚きだしと比べると水道光熱費が安い。
・出店立地の制約を受け難い（生ガラを焚きだす場合、出店地周辺への匂いの問題から出店上の制約を受ける）。

なお、国内直営店の坪当たり月商は概ね350千円を超えております。

また、直営店のほかに経営リスクを委託先が負う業務委託店形式による店舗も有しております。

一方、海外直営店事業部門では、「横浜家系ラーメンを世界への贈り物に！」という事業コンセプトに則り、国内直営店事業部門で培ったノウハウを活かし、出店国の飲食事情、味覚を考慮して横浜家系ラーメンを海外で提供しております。

現在、ニューヨーク、ロサンゼルスへの出店を果たしております。今後も当面はアメリカでの店舗数の拡大を図ってまいります。

国内直営店事業部門と同様、ラーメン店運営にとって重要な麺、タレ、スープの提供において、麺は、国内自社製麺と同等の品質が保持されている製麺メーカーより供給を受け、タレは、日本と同じものを国内直営店事業部門においてＯＥＭ供給を受けている国内委託メーカーより仕入れております。スープに関しては、全店舗、店舗内でスープを焚いてラーメンを提供しております。

② プロデュース事業部門について

プロデュース事業部門は、新規にラーメン店の開業を予定している店舗オーナーとの間で「取引基本契約」を締結し、店舗開発、運営にかかる保証金、加盟料、経営指導料（ロイヤリティ）等を原則収受せず、それに代わって当社グループのプライベートブランドである麺、タレ、スープ、食材などを店舗オーナーが経営するプロデュース店に継続的に購入してもらうビジネスモデルを展開しております。

店舗プロデュースの内容は、店舗立上時のプロデュース（原則無償）と、店舗立上後一定期間経過後のプロデュース（原則有償）に分かれます。

店舗立上時のプロデュースは、当社グループが有するラーメン店の店舗運営ノウハウ（店舗設計、店舗内サービス、メニュー、仕入ルート他）をプロデュース店立上げ支援のために無償提供するものです。

店舗立上後一定期間経過後のプロデュースは、プロデュース店オーナーからの各種要請に基づき、店舗運営ノウハウに基づくコンサルティングサービスを提供するものです。

⑼ 主要な営業所及び工場（2019年10月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都
直営店舗	東京都、神奈川県、埼玉県、栃木県、宮城県、福島県、静岡県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、岡山県
工場	神奈川県、栃木県

⑽ 従業員の状況（2019年10月31日現在）

従業員数	前期末比増減
306名（544名）	86名増（234名増）

（注）従業員数は、就業人員であり、（ ）内にパート及びアルバイト（１日８時間換算）を外数で記載しております。

⑾ 主要な借入先（2019年10月31日現在）

借入先	借入残高（千円）
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	350,000
株式会社みずほ銀行	350,000
株式会社三井住友銀行	207,638
株式会社横浜銀行	42,362
みずほ信託銀行株式会社	40,000
株式会社りそな銀行	10,000

2．会社の株式に関する事項（2019年10月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 16,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 4,948,400株

⑶ **株主数** 2,461名

⑷ **大株主**

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社グローウィング	2,200,000	44.46
田川翔	552,000	11.16
笹島竜也	368,000	7.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	258,200	5.22
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	167,500	3.38
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	91,500	1.85
野村信託銀行株式会社（投信口）	84,400	1.71
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	82,946	1.68
丸本桂三	58,600	1.18
J. P. MORGAN SECURITIESPLC	45,000	0.91

⑸ **その他株式に関する重要な事項**

記載すべき事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

記載すべき事項はありません。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

記載すべき事項はありません。

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
田川　翔	代表取締役社長	株式会社グローウィング代表取締役
笹島竜也	取締役副社長 プロデュース事業部長	
藤井誠二	専務取締役 直営店事業部長	
末廣紀彦	取締役 管理本部長	
榎正規	取締役 経営企画室長	
寺田三男	取締役 商品開発本部長	
露木一彦	取締役（監査等委員）	株式会社サーキュレーション社外監査役
佐藤信之	取締役（監査等委員）	株式会社epoc代表取締役 株式会社串カツ田中社外監査役 株式会社エー・ピーカンパニー社外取締役 株式会社epocトレーディング代表取締役
藤村平和	取締役（監査等委員）	コダックアラリスジャパン株式会社人事アドバイザー
花房幸範	取締役（監査等委員）	アカウンティングワークス株式会社代表取締役 アークランドサービスホールディングス株式会社取締役（監査等委員） ペプチドリーム株式会社取締役（監査等委員）

（注）1．取締役（監査等委員）露木一彦氏、佐藤信之氏、藤村平和氏及び花房幸範氏は、社外取締役であります。

2．取締役（監査等委員）花房幸範氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3．監査等委員会設置のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

4．当社は、社外取締役露木一彦氏、佐藤信之氏、藤村平和氏及び花房幸範氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ **責任限定契約の内容の概要**

当社と各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

⑶ **当事業年度に係る報酬等の総額**

区　分	支　給　人　員	報　酬　等　の　額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 (1名)	180,342千円 (900千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (4名)	10,800千円 (10,800千円)
監査役 （うち社外監査役）	3名 (3名)	3,450千円 (3,450千円)
合計 （うち社外取締役）	14名 (8名)	194,592千円 (15,150千円)

（注）１．上記には、2019年１月30日開催の第９回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名（うち社外取締役１名）及び監査役３名（うち社外監査役３名）を含めております。なお当社は、2019年１月30日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2018年１月30日開催の第８回定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年１月30日開催の第９回定時株主総会において、年額600,000千円以内（ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。

４．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年１月30日開催の第９回定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。

５．監査役の報酬限度額は、2017年１月30日開催の第７回定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。

⑷ 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 露木一彦

ア．重要な兼職先と当社との関係

兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

（ア）取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

（イ）監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査役会には、３回中３回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

（ウ）監査等委員会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査等委員会には、10回中10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

② 取締役（監査等委員） 佐藤信之

ア．重要な兼職先と当社との関係

各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

（ア）取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

（イ）監査等委員会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査等委員会には、10回中10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③　取締役（監査等委員）　藤村平和

ア．重要な兼職先と当社との関係

兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

（ア）取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

（イ）監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査役会には、３回中３回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

（ウ）監査等委員会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査等委員会には、10回中10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④　取締役（監査等委員）　花房幸範

ア．重要な兼職先と当社との関係

各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

イ．当事業年度における主な活動状況

（ア）取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会には、13回中13回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

（イ）監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査役会には、３回中３回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

（ウ）監査等委員会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査等委員会には、10回中10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **会計監査人の名称**　　EY新日本有限責任監査法人

⑵ **当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額**

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

⑷ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6．会社の体制及び方針

⑴ 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2019年1月30日の取締役会にて、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

a　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

⒜ 当社は、取締役、使用人に法令、定款並びに企業理念を遵守させることが重要であると認識しており、企業理念の浸透のために理念研修を入社時に新入社員及び中途社員全員に対して実施している。

⒝ 取締役会は、内部統制の基本方針を定め、取締役、使用人の内部統制システムの遵守状況を監督する。

⒞ 取締役会は、法令、定款に加え、企業理念、企業倫理規範、取締役会規程を始めとする各種社内規程に準拠して経営に関する重要事項を決定する。

⒟ 管理本部をコンプライアンスの統括部署と位置づけ、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会と連携してコンプライアンス状況のフォローアップを実施する。

⒠ 取締役、使用人の職務執行の適切性を確保するため、業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は、効率的な内部監査を実施するため、監査等委員（監査等委員会）、会計監査人と適宜情報交換する等、三様監査体制を構築するとともに、定期的に各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況の確認、内部統制システムの適合性、効率性の検証を行う。

⒡ 管理本部は、企業活動に関連する法規及び定款の周知、並びに会社規程類等の継続的整備及び周知を図る。

b　取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査等委員会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行にかかる情報の取扱いは、法令及び取締役会規程、監査等委員会規程、文書管理規程、情報セキュリティー管理規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、定められた期間保存、管理する。

c　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

⑷　当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスク管理規程を制定し、当該規程の下で発足したリスク管理委員会を中心として多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

⑸　当社は、リスク管理委員会を四半期毎に開催し、リスク管理計画の進捗状況をフォローアップする。リスク管理委員会は、重要リスクの管理状況について取締役会に報告し、適宜指示を仰いでいる。

⑹　内部監査室は、各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告し、重要事項については取締役会に報告する。

d　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

⑷　取締役会規程に準拠し、定時取締役会を毎月１回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

⑸　日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、職務権限規程等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

⑹　毎期、取締役会にて中期経営計画を策定し、経営目標を明確化する。

⑺　毎月実施される定時取締役会において、年度事業計画（予算）の業績進捗状況を確認し、分析、改善施策の検討を行うとともに、中期経営計画への影響度も適宜把握し、当該影響度と改善施策を踏まえて毎期、中期経営計画をローリングする。

e　当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

⑷　当社の企業理念をグループ会社各社で共有し、同一理念に基づいて企業価値の向上と業務の適正を確保する。

⑸　関係会社管理規程に基づき、主管部署の経営企画室が中心となってグループ会社各社の経営状況を管理し、取締役会に適宜報告を行う。

⑹　子会社の取締役会には、当社より取締役を派遣し、当社の経営の意思を反映させるとともに、子会社側に経営上のリスクが生じた場合には速やかに当社取締役会に報告を行い、対策を協議する。

⑺　子会社には原則として監査等委員である取締役を派遣し、監査結果に基づいて当該業務を取締役及び業務執行の責任者へ報告を行う。

(e) 内部監査室は、子会社の内部統制の有効性についても監査し、その結果を代表取締役社長並びに主管部門の責任者に報告するとともに、重要事項については取締役会に報告する。
(f) 子会社の業績進捗については、経営企画室が主管となって関係する取締役とともに月次に業績レビューを行い、必要に応じて対策を講じる。

f 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
(a) 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人として、監査等委員会事務運営部を設置している。
(b) 当該使用人が監査等委員会の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員会に委嘱されたものとして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査等委員会の同意を得るものとする。

g 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
(a) 監査等委員会又は監査等委員は、会社の重要な意思決定の過程、業務執行の状況等を把握するため、取締役会を始めとする全ての会議、委員会等に出席することができる。
(b) 取締役及び使用人は、以下の事項を始め監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
・重要な機関決定事項
・経営における重要事項
・会社に重大なリスクを及ぼすおそれのある事項
・重要な法令、定款違反
・不正行為
・その他重要事項
(c) 監査等委員に報告、相談を行った取締役、使用人もしくは子会社の役職員に対して、当該報告・相談を行ったことを理由とする不利益な取扱いを禁止し、その旨を取締役、使用人もしくは子会社の役職員に周知徹底する。

h　監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下本項において同じ。）について生じる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

⑷　取締役は、監査等委員の職務執行に協力し、監査の実効性を担保するための予算措置を図り、監査等委員の職務執行にかかる経費等の支払を行う。

⑸　当社は、監査等委員が職務執行のために生じる合理的な費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務の処理を行う。

i　その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑷　代表取締役社長及び内部監査室は、監査等委員会と定期的に意見交換を行う。

⑸　監査等委員会又は監査等委員は、取締役会を始め、経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。

⑹　監査等委員会は、管理本部各部門、経営企画室に対して随時必要に応じて監査への協力要請ができることとし、内部監査室に対しても監査協力を求めることができる。内部監査室は、監査等委員会による効率的な監査に協力する。

⑺　監査等委員会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。

⑻　当社は、監査等委員会がグループ会社各社への立ち入り、重要な取引先等の調査、弁護士、公認会計士の外部専門家との連携等、各種重要情報が収集できる環境を整備する。

j　反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を持たない、不当、不法な要求にも一切応じないことを基本方針とし、反社会的勢力対応規程を制定して会社としての対応方針の明文化を図る。取引開始時おいては、反社会的勢力断絶条項を設けた取引基本契約を全取引先と締結するとともに、反社会的勢力チェックを実施し、反社会的勢力であることが判明した取引先とは取引を開始しない。また、既存取引先が反社会的勢力との関係を有した場合には、取引を停止する。さらに事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及びグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、そのモニタリング結果に基づき当社及びグループ会社が、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

四半期に１回開催されるリスク管理委員会で、各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、取締役会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施いたしました。

⑶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題であると認識し、企業価値の継続的な拡大を図ってまいります。

今後の株主への利益還元にあたりましては、経営成績及び財政状態を総合的に勘案し、財務体質の強化、事業拡大のための投資等にも十分に留意しながら、安定的且つ継続的な利益還元を基本スタンスとして配当性向に注視しながら実施してまいります。なお、内部留保金につきましては、今後の変化の激しい経営環境の下で絶え間ない事業拡大を図ることを目的とし、中長期的な事業原資として利用してまいります。

当社は、剰余金の配当につき年１回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は、取締役会の決議により、毎年４月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,304,217**	**流動負債**	**2,122,083**
現金及び預金	1,875,855	買掛金	297,964
売掛金	221,384	短期借入金	470,537
商品及び製品	55,666	1年内返済予定の長期借入金	347,996
原材料及び貯蔵品	46,705	未払金	245,713
その他	106,602	未払法人税等	282,664
貸倒引当金	△1,996	賞与引当金	45,654
固定資産	**3,476,864**	資産除去債務	2,164
有形固定資産	**2,132,072**	その他	429,390
建物及び構築物	2,168,150	**固定負債**	**517,272**
減価償却累計額	△553,692	長期借入金	332,556
建物及び構築物(純額)	1,614,457	繰延税金負債	7,394
機械装置及び運搬具	450,007	資産除去債務	171,088
減価償却累計額	△142,874	その他	6,233
機械装置及び運搬具(純額)	307,133	**負債合計**	**2,639,356**
工具、器具及び備品	396,745	**(純資産の部)**	
減価償却累計額	△282,179	**株主資本**	**3,145,052**
工具、器具及び備品(純額)	114,565	資本金	776,409
土地	80,716	資本剰余金	1,028,537
その他	26,018	利益剰余金	1,340,105
減価償却累計額	△10,819	**その他の包括利益累計額**	**△3,326**
その他(純額)	15,199	為替換算調整勘定	△3,326
無形固定資産	**192,090**	**純資産合計**	**3,141,725**
のれん	166,302		
その他	25,787		
投資その他の資産	**1,152,701**		
長期貸付金	220,007		
繰延税金資産	169,409		
敷金及び保証金	643,026		
その他	120,846		
貸倒引当金	△588		
資産合計	**5,781,082**	**負債・純資産合計**	**5,781,082**

連結損益計算書

（2018年11月1日から2019年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,052,421**
売上原価		**2,729,550**
売上総利益		**6,322,871**
販売費及び一般管理費		**5,315,941**
営業利益		**1,006,929**
営業外収益		
受取利息	5,587	
受取配当金	1	
手数料収入	14,885	
その他	2,141	22,616
営業外費用		
支払利息	1,713	
為替差損	4,392	
その他	174	6,280
経常利益		**1,023,265**
特別利益		
固定資産売却益	6,754	6,754
特別損失		
減損損失	128,952	
固定資産除却損	21,025	149,977
税金等調整前当期純利益		**880,041**
法人税、住民税及び事業税	401,526	
法人税等調整額	△46,285	355,241
当期純利益		**524,800**
親会社株主に帰属する当期純利益		**524,800**

連結株主資本等変動計算書

（2018年11月１日から
2019年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	763,469	1,015,597	903,245	2,682,312
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	12,939	12,939		25,879
剰余金の配当			△87,940	△87,940
親会社株主に帰属する当期純利益			524,800	524,800
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当連結会計年度変動額合計	12,939	12,939	436,860	462,739
当連結会計年度末残高	776,409	1,028,537	1,340,105	3,145,052

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,086	2,086	2,684,399
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			25,879
剰余金の配当			△87,940
親会社株主に帰属する当期純利益			524,800
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,413	△5,413	△5,413
当連結会計年度変動額合計	△5,413	△5,413	457,325
当連結会計年度末残高	△3,326	△3,326	3,141,725

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

⑴ 連結子会社の数

7社

連結子会社の名称

GIFT USA INC.
GIFT LOS ANGELES LLC
GIFT NEW YORK LLC
GIFT NEW YORK NO.2, LLC
GIFT DENVER LLC
株式会社ラーメン天華
株式会社ケイアイケイフーズ

当連結会計年度において、株式会社ラーメン天華及び株式会社ケイアイケイフーズの株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

⑵ 非連結子会社名

GIFT（SINGAPORE）PTE.LTD.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、清算手続き中であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

GIFT（SINGAPORE）PTE.LTD.

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は7月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

⑴ 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

商品・製品・原材料・貯蔵品

主として、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑵ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8～20年
機械装置及び運搬具	6～8年
工具、器具及び備品	3～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

のれん	8年
ソフトウエア	5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶ 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

⑷ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑸ **その他連結計算書類作成のための重要な事項**

① 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、８年間の均等償却を行っております。

表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数

普通株式	4,948,400株

２．配当に関する事項

(1)　配当金支払額等

2019年１月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	87,940千円
②	１株当たり配当額	18円
③	基準日	2018年10月31日
④	効力発生日	2019年１月31日

(2)　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年１月30日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	148,452千円
②	１株当たり配当額	30円
③	基準日	2019年10月31日
④	効力発生日	2020年１月31日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　39,600株

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗の新規出店に必要な資金を設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に店舗賃貸取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。また、店舗出店にあたり、建設協力金方式により貸付を行うことがあります。

営業債務である買掛金は、１年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で３年後であります。

⑶ 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権、貸付金、敷金及び差入保証金について、適宜取引先及び貸主の信用状況の把握に努めております。

② 市場リスクの管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰り表を作成・更新するとともに、適切な手元流動性を確保すること等により流動性リスクを管理しております。

⑷ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時　価 (千円)	差　額 (千円)
⑴　現金及び預金	1,875,855	1,875,855	－
⑵　売掛金　※１	221,384		
貸倒引当金　※１	△1,996		
差引	219,387	219,387	－
⑶　長期貸付金	220,007	220,007	－
⑷　敷金及び保証金	643,026	640,134	△2,891
資産計	2,958,276	2,955,384	△2,891
⑴　買掛金	297,964	297,964	－
⑵　短期借入金	470,537	470,537	－
⑶　未払金	245,713	245,713	－
⑷　未払法人税等	282,664	282,664	－
⑸　長期借入金　※２	680,552	680,552	－
負債計	1,977,431	1,977,431	－

（※１）売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

（※２）長期借入金は、１年内返済予定の金額を含めております。

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、並びに⑵　売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　長期貸付金

長期貸付金のうち建設協力金については、時価はその将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした割引率で割り引いた現在価値により算定しています。

⑷　敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、固定資産（建物）の耐用年数を基に、国債利回り率を使用して算定する方法によっております。

負　債

⑴　買掛金、⑵　短期借入金、⑶　未払金、⑷　未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑸　長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	634円90銭
１株当たり当期純利益	107円23銭

重要な後発事象に関する注記

（譲渡制限付株式報酬の導入）

当社は、2019年12月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年１月30日開催予定の第10回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

(1)　本制度の導入目的等

①　本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

②　本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の承認を得られることを条件といたします。

なお、2019年１月30日開催の第９回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額600,000千円以内とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を別枠で設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2)　本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年25,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

貸 借 対 照 表

(2019年10月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,856,022**	**流動負債**	**1,827,947**
現金及び預金	1,327,705	買掛金	259,247
売掛金	215,147	短期借入金	455,804
商品及び製品	46,941	1年内返済予定の長期借入金	239,994
原材料及び貯蔵品	35,760	未払金	173,015
前払費用	85,887	未払費用	212,045
関係会社短期貸付金	139,881	未払法人税等	281,528
その他	6,693	賞与引当金	45,654
貸倒引当金	△1,996	資産除去債務	2,164
固定資産	**3,824,898**	その他	158,494
有形固定資産	**1,844,387**	**固定負債**	**469,486**
建物	1,546,170	長期借入金	304,202
減価償却累計額	△261,897	資産除去債務	159,050
建物(純額)	1,284,272	その他	6,233
構築物	163,954	**負債合計**	**2,297,433**
減価償却累計額	△12,520	**(純資産の部)**	
構築物(純額)	151,434	**株主資本**	**3,383,487**
機械及び装置	405,782	**資本金**	**776,409**
減価償却累計額	△122,123	**資本剰余金**	**1,028,537**
機械及び装置(純額)	283,659	資本準備金	756,409
工具、器具及び備品	254,807	その他資本剰余金	272,127
減価償却累計額	△148,718	**利益剰余金**	**1,578,540**
工具、器具及び備品(純額)	106,089	その他利益剰余金	1,578,540
土地	639	繰越利益剰余金	1,578,540
その他	33,831	**純資産合計**	**3,383,487**
減価償却累計額	△15,538		
その他(純額)	18,292		
無形固定資産	**25,038**		
ソフトウエア	25,038		
投資その他の資産	**1,955,472**		
関係会社株式	881,364		
長期貸付金	220,007		
繰延税金資産	151,964		
敷金及び保証金	581,937		
その他	120,786		
貸倒引当金	△588		
資産合計	**5,680,920**	**負債・純資産合計**	**5,680,920**

損 益 計 算 書

（2018年11月1日から 2019年10月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**8,744,044**
売上原価		**2,656,656**
売上総利益		**6,087,388**
販売費及び一般管理費		**4,994,467**
営業利益		**1,092,920**
営業外収益		
受取利息	5,587	
受取配当金	1	
手数料収入	11,271	
その他	1,736	18,597
営業外費用		
支払利息	1,713	
為替差損	10,494	
その他	225	12,433
経常利益		**1,099,083**
特別利益		
固定資産売却益	6,754	6,754
特別損失		
減損損失	128,952	
固定資産除却損	20,970	149,922
税引前当期純利益		**955,915**
法人税、住民税及び事業税	401,039	
法人税等調整額	△46,285	354,754
当期純利益		**601,161**

株主資本等変動計算書

（2018年11月１日から
2019年10月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	763,469	743,469	272,127	1,015,597
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	12,939	12,939		12,939
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	12,939	12,939	-	12,939
当期末残高	776,409	756,409	272,127	1,028,537

（単位：千円）

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,065,320	1,065,320	2,844,387	2,844,387
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）			25,879	25,879
剰余金の配当	△87,940	△87,940	△87,940	△87,940
当期純利益	601,161	601,161	601,161	601,161
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	513,220	513,220	539,099	539,099
当期末残高	1,578,540	1,578,540	3,383,487	3,383,487

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

⑵ たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

商品・製品・原材料・貯蔵品

主として、総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
構築物	10～20年
機械及び装置	8年
工具、器具及び備品	3～6年

⑵ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウエア	5年

⑶ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

４．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成30年３月26日　平成30年法務省令第５号）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権	4,094千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引の取引高の総額

営業取引（収入分）	1,438千円

税効果会計関係に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	13,983千円
未払事業税	17,929 〃
資産除去債務	49,380 〃
貸倒引当金	791 〃
関係会社株式	40,484 〃
減損損失	75,476 〃
その他	22,066 〃
繰延税金資産小計	220,113千円
評価性引当額	△31,285 〃
繰延税金資産合計	188,828千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△36,863千円
繰延税金負債合計	△36,863千円
繰延税金資産純額	151,964千円

関連当事者との取引に関する注記

1．親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2．子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	GIFT USA INC.	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	増資の引受（注1）	108,880	－	－
				資金の貸付（注2）	193,501	関係会社短期貸付金	6,704
子会社	株式会社ラーメン天華	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付（注2）	79,714	関係会社短期貸付金	79,714
子会社	株式会社ケイアイケイフーズ	所有 直接81.2% 間接18.8%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付（注2）	53,462	関係会社短期貸付金	53,462

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）増資の引受は、関係会社が行った増資を引き受けたものであります。

（注2）資金の貸付に係る利率については、市場金利等を勘案して決定しており、担保は受け入れておりません。

3．役員及び個人主要株主等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
役員及び主要株主	田川　翔	被所有 直接11.2% 間接44.5%	当社代表取締役社長	当社不動産契約の債務被保証 (注)	94,135	－	－

（注）当社は、店舗の賃借料について、代表取締役社長の田川翔から債務保証を受けております。取引金額については、2018年11月１日から2019年10月31日までに支払った賃借料（消費税抜き）を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	683円75銭
１株当たり当期純利益	122円84銭

重要な後発事象に関する注記

（譲渡制限付株式報酬の導入）

当社は、2019年12月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議し、本制度に関する議案を2020年１月30日開催予定の第10回定時株主総会に付議することといたしました。

詳細につきましては「連結注記表　重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年12月20日

株式会社ギフト
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藥袋政彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田光完治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ギフトの2018年11月１日から2019年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ギフト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年12月20日

株式会社ギフト
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　藥袋政彦 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田光完治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ギフトの2018年11月１日から2019年10月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2018年11月１日から2019年10月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況の調査報告を受けました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

（次頁に続く）

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年12月25日

株式会社ギフト　監査等委員会

監査等委員　露木一彦　㊞

監査等委員　佐藤信之　㊞

監査等委員　藤村平和　㊞

監査等委員　花房幸範　㊞

（注）監査等委員露木一彦、佐藤信之、藤村平和及び花房幸範は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金30円　総額148,452,000円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年１月31日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	田川　翔 （1982年11月８日生）	2001年11月 2005年７月 2008年１月 2009年12月 2010年１月 2015年３月 2017年５月	有限会社ヒロキ・アドバンス入社 同社本店店長 町田商店創業 株式会社町田商店（現当社）設立 当社代表取締役社長（現任） 株式会社ファイナル・スリー・フィート設立 同社代表取締役社長 株式会社四天王設立 同社代表取締役社長 当社開発本部長	552,000株
		【重要な兼職の状況】 株式会社グローウィング代表取締役		
		【取締役候補者とした理由】 田川翔氏は、当社創業者であり、経営者として豊富な経験、実績、見識を有しております。当社の成長発展に適任であり、取締役として当社の重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
2	笹島竜也 （1974年7月17日生）	1994年12月 1996年１月 1997年７月 2000年８月 2005年２月 2006年１月 2008年９月 2011年１月 2011年１月 2016年１月 2016年６月	有限会社ユートピア入社 有限会社石川商事入社 株式会社エイト入社 有限会社ヒロキ・アドバンス入社 同社店舗開発責任者兼直営店統括責任者 同社FC事業部統括責任者兼直営店統括責任者 ソニー生命保険株式会社入社 株式会社ファイナル・スリー・フィート入社 同社取締役 同社代表取締役 株式会社四天王代表取締役 当社取締役副社長（現任） 株式会社ファイナル・スリー・フィート（現当社）プロデュース事業部長（現任）	368,000株
		【取締役候補者とした理由】 笹島竜也氏は、当社のプロデュース事業、海外事業に長く携わり、同分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを生かし、取締役として当社の重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	藤井誠二 （1980年9月22日生）	2001年４月 2005年４月 2009年９月 2012年１月 2014年１月 2015年１月 2015年３月 2016年６月	大同企業株式会社入社 良和株式会社入社 町田商店（現当社）入社 当社綱島商店店長 当社取締役 当社専務取締役 株式会社四天王取締役 当社専務取締役直営店事業部長（現任）	22,900株
	【取締役候補者とした理由】 藤井誠二氏は、当社の直営店事業に長く携わり、同分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを生かし、取締役として当社の重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。			
4	末廣紀彦 （1960年10月４日生）	1984年４月 1993年10月 2003年６月 2005年10月 2015年８月 2016年１月 2016年９月	セイコー電子工業株式会社 （現セイコーインスツル株式会社）入社 株式会社協和コンサルタンツ入社 同社執行役員経営管理室長 株式会社ファインディバイス入社 同社取締役　CFO 日本マニュファクチャリングサービス株式会社入社 （現nmsホールディングス株式会社） 同社常務取締役コーポレート本部長 地盤ネットホールディングス株式会社入社 同社CFO　兼　執行役員管理本部長 当社入社 当社管理本部長 当社取締役管理本部長（現任）	44,000株
	【取締役候補者とした理由】 末廣紀彦氏は、当社の経理財務部門、人事総務部門を統括し、ファイナンス分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを生かし、取締役として当社の重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
5	榎（えのき）　正規（まさのり） （1981年9月10日生）	2005年12月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所	14,000株
		2010年４月	公認会計士登録	
		2013年３月	日之出監査法人（現ひので監査法人）パートナー	
		2013年10月	税理士法人日本橋経営会計コンサルティング設立パートナー	
		2016年４月	当社入社 管理本部経営企画部長兼経理部長	
		2017年１月	当社取締役経営企画室長（現任）	
		【取締役候補者とした理由】 榎正規氏は、当社において経営企画部門を統括しており、また公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しております。これらを生かし、取締役として当社の重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。		
6	寺田（てらだ）　三男（みつお） （1971年８月19日生）	1990年４月	株式会社ホテルパシフィック東京入社	0株
		1990年12月	アリアケジャパン株式会社入社	
		2009年６月	同社開発本部長	
		2018年12月	当社入社 当社開発本部長	
		2019年１月	当社取締役	
		2019年４月	当社取締役商品開発本部長（現任）	
		【取締役候補者とした理由】 寺田三男氏は、当社において商品開発部門を統括されており、同分野において豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらを生かし、取締役として当社の重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。		

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．田川翔氏は、同氏の資産管理会社である株式会社グローウィング保有分及び同氏の二親等以内の親族保有分と合わせ、55%の議決権を保有しており、当社は同氏の子会社等であります。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年１月30日開催の第９回定時株主総会において、年額600,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち、社外取締役０名）でありますが、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち、社外取締役０名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、任期満了、定年退職その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、定年退職その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：〒194－0013
東京都町田市原町田４丁目１番14号
町田市文化交流センター５階「けやき」
TEL 042－710－6611

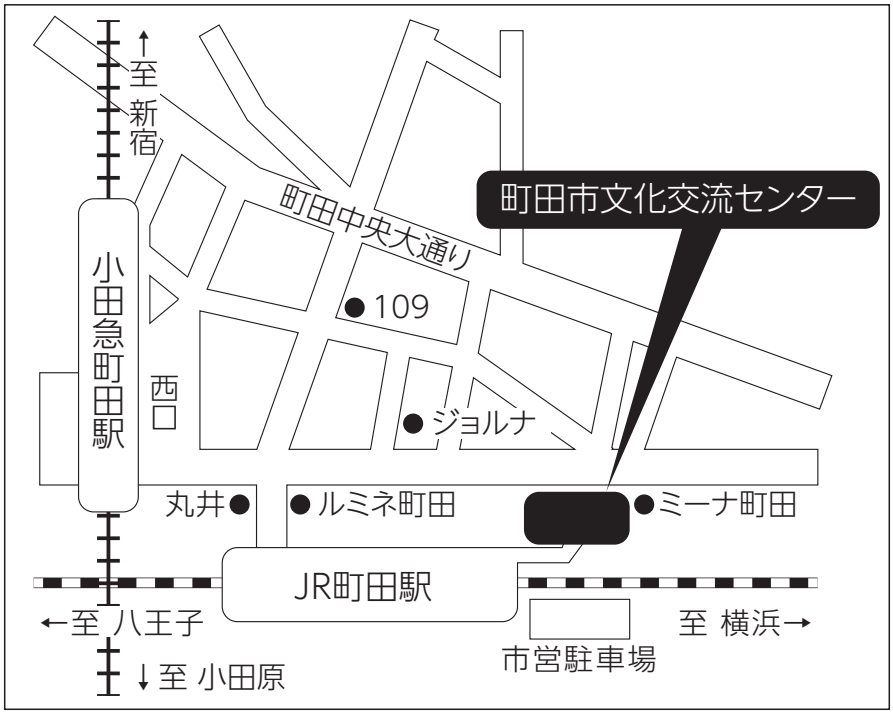

交通　JR横浜線　「町田駅」町田ターミナル口から徒歩約３分
　　小田急線　「町田駅」西口から徒歩約５分